

2019年度

履修の手引

(2019年度入学者適用)

長崎大学大学院教育学研究科

2019年度 教育学研究科年間予定表

前期

入学式	4月 2日 (火)
オリエンテーション	4月 3日 (水)
授 業	4月 8日 (月) ~ 7月30日 (火)
履修手続	4月 8日 (月) ~ 4月19日 (金)
中間発表会	4月27日 (土)
開学記念日	5月31日 (土)
定期試験	7月31日 (水) ~ 8月 6日 (火)
夏季休業	8月10日 (土) ~ 9月27日 (金)

後期

授 業	9月30日 (月) ~ 2月 1日 (金)
履修手続	9月23日 (月) ~ 10月11日 (金)
冬季休業	12月24日 (火) ~ 1月 3日 (金)
定期試験	2月 4日 (火) ~ 2月10日 (月)
成果発表会	2月14日 (金) ~ 2月15日 (土)
学位記授与式	3月25日 (水)

授業時間

校 時	時 間	備 考
1	8 : 5 0 ~ 1 0 : 2 0	通常の授業時間帯
2	1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0	
3	1 2 : 5 0 ~ 1 4 : 2 0	
4	1 4 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0	
5	1 6 : 1 0 ~ 1 7 : 4 0	
6	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0	特例による夜間の授業時間帯
7	1 9 : 4 0 ~ 2 1 : 1 0	

履 修 の 手 引 目 次

I.	教育学研究科履修案内	1
1.	教育学研究科の目的	1
2.	教育学研究科の構成と概要	1
3.	教育学研究科の専攻・コースの概要	2
4.	教育学研究科における履修プログラム	3
5.	履修基準と履修方法, 修了認定及び学位	3
6.	履修方法の特例措置(現職教員等)	5
7.	実習科目(学校教育実践実習)について	6
8.	最終レポート(実践研究報告書)	7
9.	指導教員届	7
10.	履修手続き	7
11.	履修科目の登録の上限	7
12.	成績評価に関する申立て	8
II.	教職実践専攻の授業科目, 単位数	9
III.	教育職員免許状の取得について	22
IV.	長崎大学大学院教育学研究科規程	49
V.	長崎大学大学院教育学研究科専門職学位課程学位審査手続要領	52
資料1		
○	教育職員免許法(抜粋)	55
○	教育職員免許法施行規則(抜粋)	57
資料2		
○	教育学部配置図	68

※「長崎大学大学院学則」及び「長崎大学学位規則」については、長崎大学のホームページよりご覧ください。

(長崎大学トップページ⇒長崎大学について:大学案内⇒長崎大学規則集「第2編 学務」)
(URL: http://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_taikei/r_taikei_02.html)

I. 教育学研究科履修案内

II. 教職実践専攻の授業科目, 単位数

III. 教育職員免許状の取得について

I. 教育学研究科履修案内

1. 教育学研究科の目的

本研究科は、精深な専門的知識・技能を授けることにより、創造性豊かな研究能力及び高度な教育実践力を有する人材を養成し、併せて現職教員の再教育に努め、教員の資質の向上及び学校教育の振興に資することを目的とする。

2. 教育学研究科の構成と概要

本研究科には、教職実践専攻の1専攻を置く。教職実践専攻は教職大学院として認められており、修了すれば、教職修士（専門職）の学位が与えられる。

教職実践専攻は、教職と教科に関する高度な専門的知識と能力を習得し、学校教育における優れた実践能力と課題解決能力を備えた教員の養成を目指しており、本専攻には、子ども理解・特別支援教育実践コース、学級経営・授業実践開発コース、教科授業実践コース、管理職養成コースの4コースを置く。

3. 教育学研究科の専攻，コースの概要

専攻	コ ー ス	概 要
教職実践専攻	子ども理解・特別支援教育実践コース	子どもたち一人ひとりの個性と教育的ニーズを的確に把握し，適切な指導と支援を行うことのできる高い専門知識と実践力を持つ教員を養成する。
	学級経営・授業実践開発コース	活力ある学級を作り，効果的な授業を実践できるとともに，学級・学校の機能をより向上させるマネジメント能力と，適切な教育課程を編成する力，授業を改善する力等を備えた，高い実践力を持つ教員を養成する。
	教科授業実践コース	教科内容に対する確かな理解と児童・生徒に対する深い理解に基づき，各教科を効果的に指導することができる高い授業実践力を持つ教員を養成する。
	管理職養成コース	深い教育的見識のもと複雑化・多様化した教育課題を的確に捉え，すぐれたマネジメントのもと組織的な学校運営を行い，教職員の人材育成，保護者や地域等との連携に力を発揮し，時代を見据えた学校づくりをリードする管理職を養成する。

4. 教育学研究科における履修プログラム

本研究科は、2年の修業年限（2年プログラム）を標準とするが、この他に、1年プログラム及び3年プログラムを開設する。

1年プログラムは、次に示す要件をすべて満たす現職教員に対して適用し、標準修業年限を1年とする。

- ① 正規職員としての教職経験が10年以上ある者、又は、同等の教育実践経験がある者
- ② 教育職員免許状（一種）を有する者
- ③ 実習科目10単位のうち、6単位を免除される者

2年プログラム（標準修業年限2年の履修課程）の現職教員等については、修学上の便宜を図るため大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用する。

3年プログラム（標準修業年限3年の履修課程）の学生は、教育職員普通免許状（一種）授与の所要資格を得るため、教育学部学校教育教員養成課程において開設する授業科目（教養教育科目を含む。）を履修することができる。なお、原則として取得できる免許状は1校種であり、中学校及び高等学校の免許状においては、1教科・領域に限る。

5. 履修基準と履修方法、修了認定及び学位

(1) 履修基準

研究科修了に必要な単位数は次表のとおりとする。

授業科目	単位数
専攻共通科目	20
コース科目	13
教育実習科目	10
実践研究指導科目	4
計	47

ただし、第3条の2第2項に該当する現職教員学生については、次表のとおりとする。

授業科目	単位数
専攻共通科目	20
コース科目	15
教育実習科目	10
実践研究指導科目	2
計	47

(2) 履修方法

①現職教員学生（第3条の2第2項に該当する学生を除く。）及び現職教員学生以外の履修方法

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修	専攻共通科目	12単位	
	コース科目	4単位	注1参照
	実践研究指導科目	4単位	
選択	専攻共通科目	8単位以上	
	コース科目	9単位以上	注2参照
	教育実習科目	10単位	授業科目毎に（初等）又は（中等）のいずれかを選択し、合わせて10単位を修得すること。
合計		47単位以上	注3参照

②現職教員学生（第3条の2第2項に該当する学生に限る。）の履修方法

区分	科目区分	修得単位数	備考
必修	専攻共通科目	12単位	
	コース科目	4単位	注1参照
	実践研究指導科目	2単位	「学校教育実践研究3」1単位及び「学校教育実践研究4」1単位を修得すること。
選択	専攻共通科目	8単位以上	
	コース科目	11単位以上	注2参照
	教育実習科目	10単位	「学校教育実践実習4」及び「学校教育実践実習5」のそれぞれについて、（初等）又は（中等）のいずれかを選択し、合わせて4単位を修得すること。なお、第5条第3項の規定により履修を免除された実習の単位数6単位を含む。
合計		47単位以上	注3参照

注1 所属コースのコース科目のうち☆を付した授業科目は、同一科目名の（初等）又は（中等）のいずれかの科目を履修し、その単位を修得すること。

注2 所属コースのコース科目から4単位以上を修得すること。なお、専攻共通科目の修得単位数のうち必要修得単位数20単位を超える単位数及び他コースのコース科目の修得単位数を算入することができる。

注3 授業科目名に「（初等）」又は「（中等）」とある授業科目については、同一科目名の「（初等）」及び「（中等）」の2科目の単位を修得した場合でも、いずれか1科目の単位しか本表の修得単位数として算入できない。

（3）修了認定

教職実践専攻の修了認定の条件は次のとおりとする。

1. 所定の期間在学すること。
2. 所定の達成基準を満たし、47単位（1年プログラムの学生においては、履修を免除された単位数を含む。）以上を修得すること。
3. 最終レポート（実践研究報告書）の審査及び最終試験に合格すること。
4. 教育職員専修免許状の取得に必要な所定の単位数（3年プログラムの学生においては、一種免許状取得のための単位数を含む。）を修得すること。

（4）学位

教職実践専攻を修了した者には、教職修士（専門職）の学位を授与する。

6. 履修方法の特例措置（現職教員等）

大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置の適用を希望する現職教員等に対しては、高等教育を受ける機会を拡大するための措置を次のとおり実施する。

（1）修業年限

この特例の適用を受ける者は、標準修業年限2年間のうち、後半の1年間は夜間等における履修を認める。

（2）履修方法

- ① 特例を適用する場合、現職教員等は2年間のうち、最初の1年間は現職を離れて通常の時間帯の通学履修を原則とする。課程修了に必要な47単位のうち38単位以上を、通常の時間帯における履修によって修得しなければならない。

② 後半の1年間は在職校等で勤務しながら、原則として週1回以上定期的に通学し夜間等の時間帯で授業科目の履修の指導又は研究指導を受ける。

後半の1年間に履修することができる科目は、コース科目・教育実習科目・実践研究指導科目で、修得することができる単位数は合計10単位以下とする。

③ 特例による授業時間帯は夜間（6校時 18時00分～19時30分，7校時 19時40分～21時10分）及び夏季・冬季休業期間とし、必要に応じて特定の曜日にも授業を行う。

【授業時間帯】

校 時	授 業 時 間	備 考
1校時	8：50～10：20	通常の授業時間帯
2校時	10：30～12：00	
3校時	12：50～14：20	
4校時	14：30～16：00	
5校時	16：10～17：40	
6校時	18：00～19：30	特例による夜間の授業時間帯
7校時	19：40～21：10	

7. 実習科目（学校教育実践実習）について

教職大学院では、実践的指導力を強化するために、大学院生は10単位の实習科目（学校教育実践実習）を行う。

この実習科目で大学院生は、学校教育に関する基礎的・理論的な理解の上に、学級経営，授業実践，生徒指導，教育相談等にかかわる課題や問題に関し，指導教員の指導の下で自ら立案した計画に沿って解決策を実践し，経験することで，学校におけるさまざまな課題に主体的に取り組むことのできる資質能力を培うことが期待されている。

このような実習科目を効果的に行うために「学校教育実践研究1～4」が設けられている。この授業科目は，理論と実践とを架橋し，その往還を図るために，実習について省察する必修科目として設けられたものである。このなかで大学院生は，実習計画の作成，課題や実習内容等の検討，そして実践研究の計画・実施，実践研究報告書の作成について，指導教員の指導を受ける。（4単位必修。1年プログラムでは2単位必修）

実習科目では，大学院生が学校の教育活動全般を主体的に経験し，省察することを期待されており，学校教育実践実習1～5の各実習の中心となる内容を次のように定めている。

学校教育実践実習1・・・学級経営，生徒指導

学校教育実践実習2・・・学級経営，授業実践

学校教育実践実習 3 生徒指導, 教育相談

学校教育実践実習 4 各コース実践研究

学校教育実践実習 5 各コース実践研究

なお, 学校教育実践実習 1 ~ 5 は, 授業科目毎に (初等) 又は (中等) のいずれかを選択し, 合わせて 10 単位を修得すること。

また, 学校教育実践実習及び学校教育実践研究は, 各学生をそれぞれ 2 人以上の指導教員で担当, 指導する。

8. 最終レポート(実践研究報告書)

最終レポートは, 教職実践専攻各コースにおける教育実践報告とする。レポートの審査は, 指導教員を含む複数の教員によって行う。

9. 指導教員届

学生は, 履修指導を受けようとする指導教員の承認を得て, 所定の期日までに指導教員届を学務班に提出しなければならない。

10. 履修手続き

学生は, 指導教員の指導のもとに毎学期所定の期日までに履修手続きを行わなければならない。

11. 履修科目の登録の上限

学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限 (以下「上限単位数」という。) は, 1 年間に 40 単位とし, 1 学期当たり 25 単位とする。ただし, 集中講義及び不定期開講の授業科目については, 上限単位数に算入しない。

なお, 学生が前期において履修を登録したすべての授業科目の単位について, 次の計算方式によるグレード・ポイント・アベレージ (以下「GPA」という。) が 2.8 以上であり, 所属コースが教育上必要があると認めるときは, 教務委員会の議を経て, 後期において上限単位数を超えて履修科目を登録することができる。この場合の上限単位数は, 1 年間に 50 単位とする。

$$\text{GPA} = (\text{評価AAの単位数} \times 4 + \text{評価Aの単位数} \times 3 + \text{評価Bの単位数} \times 2 + \text{評価Cの単位数} \times 1 + \text{評価D (失格, 欠席等を含む。)の単位数} \times 0) / \text{履修登録単位総数}$$

1 2. 成績評価に関する申立て

- ① 長崎大学大学院教育学研究科規程第7条第4項による申立てを行おうとする学生は、成績公開日から2週間以内（最終学年後期の成績については2日以内）に所定の様式による申立書を学務班に提出するものとする。
- ② 申立てを受けた授業担当教員は、申立書受理日から1週間以内（最終学年後期の成績については2日以内）に所定の様式による回答書を学務班に提出するものとする。
- ③ 教務委員長は、前項の回答書の内容について申立てを行った学生に通知するものとする。
- ④ 申立書への回答の通知を受けた学生は、回答内容についての確認書を作成のうえ学務班に提出するものとする。

Ⅱ. 教職実践専攻の授業科目，単位数

1 現職教員学生以外の授業科目及び単位数

注意事項

- (1) 専攻共通科目において「特」を付した授業科目は，子ども理解・特別支援教育実践コース，学級経営・授業実践開発コース及び教科授業実践コースの学生の中で，特別支援学校教諭専修免許状の取得を希望する学生を対象とした科目を表す。
- (2) 専攻共通科目は，領域1から領域8までの領域ごとに1科目以上を履修し，その単位を修得すること。
- (3) 授業科目名に「Ⅰ」又は「Ⅱ」とある授業科目については，「Ⅰ」が現職教員学生以外を対象とした科目を表し，「Ⅱ」が現職教員学生を対象とした科目を表す。
- (4) 所属コースのコース科目のうち☆を付した授業科目は，同一科目名の（初等）又は（中等）のいずれかの科目を履修し，その単位を修得すること。
- (5) コース科目のうち※を付した授業科目は，複数コース間の共通開設科目である。
- (6) 特別支援学校教諭専修免許状の取得を希望する学生は，※を付した授業科目を全て履修し，その単位を修得すること。

科目区分	領域	授業科目	単位	
			必修	選択
専攻共通科目	領域1	学習指導要領と教育課程（初等）		2
		学習指導要領と教育課程（中等）		2
	領域2	授業研究の理論と実践		2
		特* 特別支援教育の授業・教育課程論		2
	領域3	児童生徒の理解と方法		2
		教育相談の理論と実際		2
		特* 特別支援教育の心理学		2
	領域4	学級経営と学校経営の理論と実践	2	
	領域5	教員の資質と職務		2
		特* 特別支援教育コーディネーター論		2
	領域6	教育の情報化の研究と実際	2	
	領域7	特* 特別支援教育の基礎理論	2	
	領域8	授業デザイン演習	6	

子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目	☆ 生徒指導・キャリア教育の方法（初等）		2
	☆ 生徒指導・キャリア教育の方法（中等）		2
	学校カウンセリングの実践法		2
	発達と学習の心理学		2
	* 特別支援教育のシステム論		2
	* 特別支援アセスメント事例研究		2
	* 発達障害児の理解と支援	2	
	* 特別支援教育の生理・病理学		2
	* 肢体不自由児の理解と支援		2
	* 病弱児の理解と支援		2
	* 重度重複障害児の理解と支援		2
	* 特別支援学校・学級経営論		2
	学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法		2
	※ 学校の危機管理		2

学級経営・授業実践開発コースのコース科目	学級経営における人間関係の形成	2	
	☆ 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（初等）		2
	☆ 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等）		2
	教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（初等）		2
	教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）		2
	※ 教材論と学習指導の実際（初等）		2
	※ 教材論と学習指導の実際（中等）		2
	※ カリキュラムの理論と実践（初等）		2
	※ カリキュラムの理論と実践（中等）		2
	※ 学校の危機管理		2
	道徳教育の理論と実際		2
	地域の特徴と教育の実際		2
	総合的な学習の編成と実践		2
	人権教育の理論と実際		2
	福祉教育の理論と実際		2
	国際理解ワークショップ		2
	ICT活用と教材研究		2
	複式学級の教育と実際		2

教科授業実践コースのコース科目	教科の授業と指導に関する分野	教科の指導と評価Ⅰ	2	
		教科の指導と評価Ⅱ		2
		教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成	2	
		※ 教材論と学習指導の実際（初等）		2
		※ 教材論と学習指導の実際（中等）		2
		※ カリキュラムの理論と実践（初等）		2
		※ カリキュラムの理論と実践（中等）		2
		※ 学校の危機管理		2
		国語科教育の理論と方法（初等）		2
		国語科教育の理論と方法（中等）		2
		国語科教育の実践と課題（初等）		2
		国語科教育の実践と課題（中等）		2
		社会科・地理歴史科教育の理論と方法（初等）		2
		社会科・地理歴史科教育の理論と方法（中等）		2
		社会科・公民科教育の理論と方法（初等）		2
		社会科・公民科教育の理論と方法（中等）		2
		理科教育課程と指導計画（初等）		2
		理科教育課程と指導計画（中等）		2
		理科授業設計（初等）		2
		理科授業設計（中等）		2
		音楽科教育実践研究（初等）		2
		音楽科教育実践研究（中等）		2
		情操を育む音楽活動実践研究（初等）		2
		情操を育む音楽活動実践研究（中等）		2
		美術の教材開発 a（心象表現）（初等）		2
		美術の教材開発 a（心象表現）（中等）		2
		美術の教材開発 b（目的表現）（初等）		2
		美術の教材開発 b（目的表現）（中等）		2
		健康教育の理論と実際		2
		身体教育の理論と実際		2
		技術科教育（材料と加工及び生物育成）の実践と課題		2
		技術科教育（エネルギー変換及び情報）の実践と課題		2
		家庭科授業の研究と開発（初等）		2
		家庭科授業の研究と開発（中等）		2
		家庭科のカリキュラム編成と授業づくり（初等）		2
		家庭科のカリキュラム編成と授業づくり（中等）		2
		英語科教育の実践と課題（初等）		2
		英語科教育の実践と課題（中等）		2
		英語学力評価の理論と方法・技術		2
		小学校外国語活動の実践と課題		2

教科授業実践コースのコース科目	教科内容の研究と実践に関する分野	伝統的言語文化と国語の特質に関する教科内容研究法		2
		授業に活かす国語教材研究法（読む）		2
		授業に活かす国語教材研究法（書く）		2
		社会認識を育む社会科理解と教材研究(地理歴史分野)		2
		社会認識を育む社会科理解と教材研究(公民分野)		2
		物質とエネルギー分野の教材研究		2
		生命と地球分野の教材研究		2
		自然環境と科学技術の理解と授業実践課題		2
		器楽表現における教材研究		2
		歌唱表現における教材研究		2
		合唱・合奏の理解を深める理論と実践		2
		美術における心象表現		2
		美術の理論と実践		2
		身体運動の理論と実際		2
		学校保健の理論と実際		2
		電気と情報の教育展開		2
		環境とエネルギーの教育展開		2
		工作とものづくりの教育展開		2
		食生活の理解と実践		2
		消費生活の理解と実践		2
		住生活の理解と実践		2
		家族・子どもの理解と実践		2
		英語教育教材の分析と開発		2
英文法指導のための実践研究		2		
コミュニケーション・ランゲージ・ティーチングの基本と実践		2		
授業のための英語文化理解		2		

教育実習科目	学校教育実践実習 1 (初等)		2
	学校教育実践実習 1 (中等)		2
	学校教育実践実習 2 (初等)		2
	学校教育実践実習 2 (中等)		2
	学校教育実践実習 3 (初等)		2
	学校教育実践実習 3 (中等)		2
	学校教育実践実習 4 (初等)		2
	学校教育実践実習 4 (中等)		2
	学校教育実践実習 5 (初等)		2
	学校教育実践実習 5 (中等)		2
実践研究指導科目	学校教育実践研究 1	1	
	学校教育実践研究 2	1	
	学校教育実践研究 3	1	
	学校教育実践研究 4	1	
計		24	226

2 現職教員学生の授業科目及び単位数

注意事項

- (1) 専攻共通科目において、「特」を付した授業科目は、子ども理解・特別支援教育実践コース、学級経営・授業実践開発コース及び教科授業実践コースの学生のうち、特別支援学校教諭専修免許状の取得を希望する学生を対象とした科目を表す。
- (2) 専攻共通科目及び教育実習科目において、「教」を付した授業科目は子ども理解・特別支援教育実践コース、学級経営・授業実践開発コース及び教科授業実践コースの学生を対象とした科目を表し、「管」を付した授業科目は管理職養成コースの学生を対象とした科目を表す。
- (3) 専攻共通科目は、領域1から領域8までの領域ごとに1科目以上を履修し、その単位を修得すること。
- (4) 授業科目名に「Ⅰ」又は「Ⅱ」とある授業科目については、「Ⅰ」が現職教員学生以外を対象とした科目を表し、「Ⅱ」が現職教員学生を対象とした科目を表す。
- (5) 所属コースのコース科目のうち、☆を付した授業科目は、同一科目名の（初等）又は（中等）のいずれかを履修し、その単位を修得すること。
- (6) ※を付した授業科目は、複数コース間の共通開設科目である。
- (7) 特別支援学校教諭専修免許状の取得を希望する学生は、*を付した授業科目を全て履修し、その単位を修得すること。
- (8) 第3条の2第2項に該当する学生については、実践研究指導科目の「学校教育実践研究1」及び「学校教育実践研究2」を選択科目とする。

科目区分	領域	授業科目	単位	
			必修	選択
専攻共通科目	領域1	教 学習指導要領と教育課程（初等）		2
		教 学習指導要領と教育課程（中等）		2
		管 カリキュラム・マネジメント		2
	領域2	教 授業研究の理論と実践		2
		特* 特別支援教育の授業・教育課程論		2
		管 授業研究と教師教育		2
	領域3	教 児童生徒の理解と方法		2
		教 教育相談の理論と実際		2
		特* 特別支援教育の心理学		2
		管 学校危機管理の理論と実践		2
	領域4	学級経営と学校経営の理論と実践	2	
	領域5	教 教員の資質と職務		2
		特*※特別支援教育コーディネーター論		2
		管 リーダーの役割と資質		2
	領域6	教育の情報化の研究と実際	2	
	領域7	* 特別支援教育の基礎理論	2	
	領域8	教 授業デザイン演習	} いずれかを履修し、その単位を修得すること。	6
		管 学校組織マネジメント演習		6

子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目	☆ 生徒指導・キャリア教育の方法（初等）		2
	☆ 生徒指導・キャリア教育の方法（中等）		2
	学校カウンセリングの実践法		2
	発達と学習の心理学		2
	* 特別支援教育のシステム論		2
	* 特別支援アセスメント事例研究		2
	* 発達障害児の理解と支援	2	
	* 特別支援教育の生理・病理学		2
	* 肢体不自由児の理解と支援		2
	* 病弱児の理解と支援		2
	* 重度重複障害児の理解と支援		2
	* 特別支援学校・学級経営論		2
	学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法		2
	※ 学校の危機管理		2

学級経営・授業実践開発 コースのコース科目	学級経営における人間関係の形成	2	
	教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（初等）		2
	教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等）		2
	☆ 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（初等）		2
	☆ 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）		2
	※ 教材論と学習指導の実際（初等）		2
	※ 教材論と学習指導の実際（中等）		2
	※ カリキュラムの理論と実践（初等）		2
	※ カリキュラムの理論と実践（中等）		2
	※ 学校の危機管理		2
	道徳教育の理論と実際		2
	地域の特徴と教育の実際		2
	総合的な学習の編成と実践		2
	※ 人権教育の理論と実際		2
	※ 福祉教育の理論と実際		2
	国際理解ワークショップ		2
	ICT活用と教材研究		2
	複式学級の教育と実際		2

教科授業実践コース のコース科目	教科 の 授 業 と 指 導 に 関 す る 分 野	教科の指導と評価Ⅰ		2
		教科の指導と評価Ⅱ	2	
		※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成	2	
		※ 教材論と学習指導の実際（初等）		2
		※ 教材論と学習指導の実際（中等）		2
		※ カリキュラムの理論と実践（初等）		2
		※ カリキュラムの理論と実践（中等）		2
		※ 学校の危機管理		2
		国語科教育の理論と方法（初等）		2
		国語科教育の理論と方法（中等）		2
		国語科教育の実際と課題（初等）		2
		国語科教育の実際と課題（中等）		2
		社会科・地理歴史科教育の理論と方法（初等）		2
		社会科・地理歴史科教育の理論と方法（中等）		2
		社会科・公民科教育の理論と方法（初等）		2
		社会科・公民科教育の理論と方法（中等）		2
		理科教育課程と指導計画（初等）		2
		理科教育課程と指導計画（中等）		2
		理科授業設計（初等）		2
		理科授業設計（中等）		2
		音楽科教育実践研究（初等）		2
		音楽科教育実践研究（中等）		2
		情操を育む音楽活動実践研究（初等）		2
		情操を育む音楽活動実践研究（中等）		2
		美術の教材開発 a（心象表現）（初等）		2
		美術の教材開発 a（心象表現）（中等）		2
		美術の教材開発 b（目的表現）（初等）		2
		美術の教材開発 b（目的表現）（中等）		2
		健康教育の理論と実際		2
		身体教育の理論と実際		2
		技術科教育（材料と加工及び生物育成）の実際と課題		2
		技術科教育（エネルギー変換及び情報）の実際と課題		2
		家庭科授業の研究と開発（初等）		2
		家庭科授業の研究と開発（中等）		2
		家庭科のカリキュラム編成と授業づくり（初等）		2
		家庭科のカリキュラム編成と授業づくり（中等）		2
		英語科教育の実際と課題（初等）		2
		英語科教育の実際と課題（中等）		2
		英語学力評価の理論と方法・技術		2
		※ 小学校外国語活動の実際と課題		2

教科授業実践コース のコース科目	教科 内容 の 研究 と 実 践 に 関 す る 分 野	伝統的言語文化と国語の特質に関する教科内容研究法	2
		授業に活かす国語教材研究法（読む）	2
		授業に活かす国語教材研究法（書く）	2
		社会認識を育む社会科理解と教材研究(地理歴史分野)	2
		社会認識を育む社会科理解と教材研究(公民分野)	2
		物質とエネルギー分野の教材研究	2
		生命と地球分野の教材研究	2
		自然環境と科学技術の理解と授業実践課題	2
		器楽表現における教材研究	2
		歌唱表現における教材研究	2
		合唱・合奏の理解を深める理論と実践	2
		美術における心象表現	2
		美術の理論と実践	2
		身体運動の理論と実際	2
		学校保健の理論と実際	2
		電気と情報の教育展開	2
		環境とエネルギーの教育展開	2
		工作とものづくりの教育展開	2
		食生活の理解と実践	2
		消費生活の理解と実践	2
		住生活の理解と実践	2
		家族・子どもの理解と実践	2
		英語教育教材の分析と開発	2
		英文法指導のための実践研究	2
コミュニケーション・ランゲージ・ティーチングの基本と実践	2		
授業のための英語文化理解	2		

管理職養成コースのコース科目	学校経営総論	2	
	インクルーシブ教育システムの構築	2	
	※※特別支援教育コーディネーター論		2
	※ 人権教育の理論と実際		2
	※ 福祉教育の理論と実際		2
	※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成		2
	※ 小学校外国語活動の実践と課題		2
	※ 学校の危機管理		2

教育実習科目	教 学校教育実践実習 1 (初等)		2
	教 学校教育実践実習 1 (中等)		2
	教 学校教育実践実習 2 (初等)		2
	教 学校教育実践実習 2 (中等)		2
	教 学校教育実践実習 3 (初等)		2
	教 学校教育実践実習 3 (中等)		2
	教 学校教育実践実習 4 (初等)		2
	教 学校教育実践実習 4 (中等)		2
	教 学校教育実践実習 5 (初等)		2
	教 学校教育実践実習 5 (中等)		2
	管 学校教育実践実習 1	2	
	管 学校教育実践実習 2	2	
	管 学校教育実践実習 3	2	
	管 学校教育実践実習 4	2	
	管 学校教育実践実習 5	2	
実践研究指導科目	学校教育実践研究 1	1	
	学校教育実践研究 2	1	
	学校教育実践研究 3	1	
	学校教育実践研究 4	1	
計		32	258

Ⅲ. 教育職員免許状の取得について

(1) 取得できる免許状の種類

- ① 本研究科において取得できる専修免許状は、別表1のとおりである。ただし、専修免許状の所要資格を得ようとする場合は、取得しようとする専修免許状（中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状については、その免許教科）の一種免許状を有することが必要である。
- ② 3年プログラムへの入学者（教育職員一種免許状及び専修免許状の取得のための所要資格を得ることを目的として入学し、標準修業年限が3年の者。）については、所定の単位を修得することにより、一種免許状及び専修免許状取得のための所要資格を得ることができる。

(2) 専修免許状取得のための必要単位数

幼稚園教諭専修免許状，小学校教諭専修免許状，中学校教諭専修免許状，高等学校教諭専修免許状，特別支援学校教諭専修免許状取得のためには，教職課程認定科目の教職に関する科目，特別支援教育に関する科目の中から各学校種（教科・領域）に応じた授業科目を24単位以上修得しなければならない。

学校種（教科・領域）毎の教職課程認定科目については，別表2を参照すること。

(別表1)

専攻	コース	取得できる専修免許状	
		学校種	教科・領域
教職実践	子ども理解・特別支援教育実践コース 学級経営・授業実践開発コース 教科授業実践コース 管理職養成コース	幼稚園	
		小学校	
		中学校	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
		高等学校	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，家庭，情報，工業，英語
		特別支援学校 ※1	知的障害者，肢体不自由者，病弱者 ※2(視覚障害者，聴覚障害者)

※1 1年プログラムにおける特別支援学校教諭専修免許状の取得にあたっては，原則として子ども理解・特別支援教育実践コースに所属する場合に限り，専修免許状を取得することができる。

※2 特別支援学校教諭専修免許状の取得にあたっては，「知的障害者，肢体不自由者，病弱者」の領域と「視覚障害者」及び「聴覚障害者」の領域の一種免許状を併せ持つ場合に限り，「視覚障害者」及び「聴覚障害者」の領域についての専修免許状を取得できる。

幼稚園教諭専修免許状	
<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（初等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法 ※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 ※ 教材論と学習指導の実際（初等） ※ カリキュラムの理論と実践（初等） ※ 学校の危機管理 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践 ※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 I C T活用と教材研究</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（初等） ※ カリキュラムの理論と実践（初等） ※ 学校の危機管理</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築 ※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（初等） 学校教育実践実習 2（初等） 学校教育実践実習 3（初等） 学校教育実践実習 4（初等） 学校教育実践実習 5（初等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計 24 単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

小学校教諭専修免許状

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（初等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（初等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（初等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（初等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（初等） ※ カリキュラムの理論と実践（初等） ※ 学校の危機管理 道徳教育の理論と実際 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（初等） ※ カリキュラムの理論と実践（初等） ※ 学校の危機管理 国語科教育の理論と方法（初等） 国語科教育の実際と課題（初等） 社会科・地理歴史科教育の理論と方法（初等） 社会科・公民科教育の理論と方法（初等） 理科教育課程と指導計画（初等） 理科授業設計（初等） 音楽科教育実践研究（初等） 情操を育む音楽活動実践研究（初等） 美術の教材開発 a（心象表現）（初等） 美術の教材開発 b（目的表現）（初等） 健康教育の理論と実際 身体教育の理論と実際 家庭科授業の研究と開発（初等） 家庭科のカリキュラム編成と授業づくり（初等） 英語科教育の実際と課題（初等）</p> <p>※ 小学校外国語活動の実際と課題</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 小学校外国語活動の実際と課題 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（初等） 学校教育実践実習 2（初等） 学校教育実践実習 3（初等） 学校教育実践実習 4（初等） 学校教育実践実習 5（初等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	---

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計 24 単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

中学校教諭専修免許状（国 語）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 道徳教育の理論と実際 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ I C T活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 国語科教育の理論と方法（中等） 国語科教育の実践と課題（中等）</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（中等） 学校教育実践実習 2（中等） 学校教育実践実習 3（中等） 学校教育実践実習 4（中等） 学校教育実践実習 5（中等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

中学校教諭専修免許状（社 会）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 道徳教育の理論と実際 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ I C T活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 社会科・地理歴史科教育の理論と方法（中等） 社会科・公民科教育の理論と方法（中等）</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（中等） 学校教育実践実習 2（中等） 学校教育実践実習 3（中等） 学校教育実践実習 4（中等） 学校教育実践実習 5（中等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

中学校教諭専修免許状（数 学）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法 ※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等） ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 道徳教育の理論と実際 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践 ※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築 ※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習1（中等） 学校教育実践実習2（中等） 学校教育実践実習3（中等） 学校教育実践実習4（中等） 学校教育実践実習5（中等） 学校教育実践実習1 学校教育実践実習2 学校教育実践実習3 学校教育実践実習4 学校教育実践実習5</p>
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

中学校教諭専修免許状（理 科）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 道徳教育の理論と実際 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ I C T活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 理科教育課程と指導計画（中等） 理科授業設計（中等）</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（中等） 学校教育実践実習 2（中等） 学校教育実践実習 3（中等） 学校教育実践実習 4（中等） 学校教育実践実習 5（中等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	---

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

中学校教諭専修免許状（音楽）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 道徳教育の理論と実際 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 音楽科教育実践研究（中等） 情操を育む音楽活動実践研究（中等）</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習1（中等） 学校教育実践実習2（中等） 学校教育実践実習3（中等） 学校教育実践実習4（中等） 学校教育実践実習5（中等） 学校教育実践実習1 学校教育実践実習2 学校教育実践実習3 学校教育実践実習4 学校教育実践実習5</p>
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

中学校教諭専修免許状（美術）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 道徳教育の理論と実際 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 美術の教材開発 a（心象表現）（中等） 美術の教材開発 b（目的表現）（中等）</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（中等） 学校教育実践実習 2（中等） 学校教育実践実習 3（中等） 学校教育実践実習 4（中等） 学校教育実践実習 5（中等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計 24 単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

中学校教諭専修免許状（保健体育）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 道徳教育の理論と実際 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 健康教育の理論と実際 身体教育の理論と実際</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（中等） 学校教育実践実習 2（中等） 学校教育実践実習 3（中等） 学校教育実践実習 4（中等） 学校教育実践実習 5（中等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

中学校教諭専修免許状（技 術）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 道徳教育の理論と実際 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 技術科教育（材料と加工及び生物育成）の実践と課題 技術科教育（エネルギー変換及び情報）の実践と課題</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（中等） 学校教育実践実習 2（中等） 学校教育実践実習 3（中等） 学校教育実践実習 4（中等） 学校教育実践実習 5（中等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

中学校教諭専修免許状（家庭）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 道徳教育の理論と実際 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 家庭科授業の研究と開発（中等） 家庭科のカリキュラム編成と授業づくり（中等）</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（中等） 学校教育実践実習 2（中等） 学校教育実践実習 3（中等） 学校教育実践実習 4（中等） 学校教育実践実習 5（中等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	---

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

中学校教諭専修免許状（英語）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 道徳教育の理論と実際 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 英語科教育の実際と課題（中等） 英語学力評価の理論と方法・技術</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（中等） 学校教育実践実習 2（中等） 学校教育実践実習 3（中等） 学校教育実践実習 4（中等） 学校教育実践実習 5（中等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

高等学校教諭専修免許状（国 語）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ I C T活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 国語科教育の理論と方法（中等） 国語科教育の実践と課題（中等）</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（中等） 学校教育実践実習 2（中等） 学校教育実践実習 3（中等） 学校教育実践実習 4（中等） 学校教育実践実習 5（中等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

高等学校教諭専修免許状（地理歴史）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 社会科・地理歴史科教育の理論と方法（中等）</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（中等） 学校教育実践実習 2（中等） 学校教育実践実習 3（中等） 学校教育実践実習 4（中等） 学校教育実践実習 5（中等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	---

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

高等学校教諭専修免許状（公 民）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 社会科・公民科教育の理論と方法（中等）</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（中等） 学校教育実践実習 2（中等） 学校教育実践実習 3（中等） 学校教育実践実習 4（中等） 学校教育実践実習 5（中等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	---

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

高等学校教諭専修免許状（数 学）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法 ※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等） ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践 ※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ I C T活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築 ※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（中等） 学校教育実践実習 2（中等） 学校教育実践実習 3（中等） 学校教育実践実習 4（中等） 学校教育実践実習 5（中等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

高等学校教諭専修免許状（理 科）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 理科教育課程と指導計画（中等） 理科授業設計（中等）</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（中等） 学校教育実践実習 2（中等） 学校教育実践実習 3（中等） 学校教育実践実習 4（中等） 学校教育実践実習 5（中等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	---

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

高等学校教諭専修免許状（音 楽）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 音楽科教育実践研究（中等） 情操を育む音楽活動実践研究（中等）</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（中等） 学校教育実践実習 2（中等） 学校教育実践実習 3（中等） 学校教育実践実習 4（中等） 学校教育実践実習 5（中等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

高等学校教諭専修免許状（美術）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 美術の教材開発 a（心象表現）（中等） 美術の教材開発 b（目的表現）（中等）</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（中等） 学校教育実践実習 2（中等） 学校教育実践実習 3（中等） 学校教育実践実習 4（中等） 学校教育実践実習 5（中等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

高等学校教諭専修免許状（書 道）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法 ※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等） ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践 ※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築 ※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習1（中等） 学校教育実践実習2（中等） 学校教育実践実習3（中等） 学校教育実践実習4（中等） 学校教育実践実習5（中等） 学校教育実践実習1 学校教育実践実習2 学校教育実践実習3 学校教育実践実習4 学校教育実践実習5</p>
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

高等学校教諭専修免許状（保健体育）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 健康教育の理論と実際 身体教育の理論と実際</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（中等） 学校教育実践実習 2（中等） 学校教育実践実習 3（中等） 学校教育実践実習 4（中等） 学校教育実践実習 5（中等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

高等学校教諭専修免許状（家庭）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 家庭科授業の研究と開発（中等） 家庭科のカリキュラム編成と授業づくり（中等）</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習1（中等） 学校教育実践実習2（中等） 学校教育実践実習3（中等） 学校教育実践実習4（中等） 学校教育実践実習5（中等） 学校教育実践実習1 学校教育実践実習2 学校教育実践実習3 学校教育実践実習4 学校教育実践実習5</p>
---	---

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

高等学校教諭専修免許状（情 報）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法 ※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等） ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践 ※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築 ※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習1（中等） 学校教育実践実習2（中等） 学校教育実践実習3（中等） 学校教育実践実習4（中等） 学校教育実践実習5（中等） 学校教育実践実習1 学校教育実践実習2 学校教育実践実習3 学校教育実践実習4 学校教育実践実習5</p>
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

高等学校教諭専修免許状（工 業）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法 ※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等） ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践 ※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ ICT活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築 ※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習1（中等） 学校教育実践実習2（中等） 学校教育実践実習3（中等） 学校教育実践実習4（中等） 学校教育実践実習5（中等） 学校教育実践実習1 学校教育実践実習2 学校教育実践実習3 学校教育実践実習4 学校教育実践実習5</p>
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

高等学校教諭専修免許状（英 語）

<p>【専攻共通科目】 学習指導要領と教育課程（中等） カリキュラム・マネジメント 授業研究の理論と実践 授業研究と教師教育 児童生徒の理解と方法 教育相談の理論と実際 学校危機管理の理論と実践 学級経営と学校経営の理論と実践 教員の資質と職務 リーダーの役割と資質 教育の情報化の研究と実際 授業デザイン演習 学校組織マネジメント演習</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】 生徒指導・キャリア教育の方法（中等） 学校カウンセリングの実践法 発達と学習の心理学 学級集団づくり・ソーシャルスキル教育の指導法</p> <p>※ 学校の危機管理</p> <p>【学級経営・授業実践開発コースのコース科目】 学級経営における人間関係の形成 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅰ（中等） 教科経営の実際と授業分析・評価Ⅱ（中等）</p> <p>※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 地域の特徴と教育の実際 総合的な学習の編成と実践</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 国際理解ワークショップ I C T活用と教材研究 複式学級の教育と実際</p>	<p>【教科授業実践コースのコース科目】 教科の指導と評価Ⅰ 教科の指導と評価Ⅱ</p> <p>※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 教材論と学習指導の実際（中等） ※ カリキュラムの理論と実践（中等） ※ 学校の危機管理 英語科教育の実際と課題（中等） 英語学力評価の理論と方法・技術</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】 学校経営総論 インクルーシブ教育システムの構築</p> <p>※ 人権教育の理論と実際 ※ 福祉教育の理論と実際 ※ 教科指導におけるカリキュラム・マネジメントと情報活用能力の育成 ※ 学校の危機管理</p> <p>【教育実習科目】 学校教育実践実習 1（中等） 学校教育実践実習 2（中等） 学校教育実践実習 3（中等） 学校教育実践実習 4（中等） 学校教育実践実習 5（中等） 学校教育実践実習 1 学校教育実践実習 2 学校教育実践実習 3 学校教育実践実習 4 学校教育実践実習 5</p>
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

専修免許状取得のための教職課程認定科目一覧

特別支援学校教諭専修免許（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）

※（視覚障害者，聴覚障害者）

<p>【専攻共通科目】</p> <p>特別支援教育の授業・教育課程論 特別支援教育の心理学</p> <p>※ 特別支援教育コーディネーター論 特別支援教育の基礎理論</p> <p>【子ども理解・特別支援教育実践コースのコース科目】</p> <p>特別支援教育のシステム論 特別支援アセスメント事例研究 発達障害児の理解と支援 特別支援教育の生理・病理学 肢体不自由児の理解と支援 病弱児の理解と支援 重度重複障害児の理解と支援 特別支援学校・学級経営論</p> <p>【管理職養成コースのコース科目】</p> <p>※ 特別支援教育コーディネーター論</p>	
---	--

教育職員普通免許状（専修免許状）を取得するためには、免許状の種類に応じて本表中の授業科目を、合計24単位以上修得すること。

なお、※印の科目は、複数のコース共通開設科目である。（ダブルカウントできない。）

※ 特別支援学校教諭専修免許状の取得にあたっては、「知的障害者，肢体不自由者，病弱者」の領域と「視覚障害者」及び「聴覚障害者」の領域の一種免許状を併せ持つ場合に限り、「視覚障害者」及び「聴覚障害者」の領域についての専修免許状を取得できる。

IV. 長崎大学大学院教育学研究科規程

V. 長崎大学大学院教育学研究科

専門職学位課程学位審査手続要領

IV. 長崎大学大学院教育学研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）及び長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、長崎大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、精深な専門的知識・技能を授けることにより、創造性豊かな研究能力及び高度な教育実践力を有する人材を養成し、併せて現職教員（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）の教員をいう。以下同じ。）の再教育に努め、教員の資質の向上及び学校教育の振興に資することを目的とする。

(専攻、課程、コース及び教育上の目的)

第3条 研究科に置く専攻、課程及びコースは、次のとおりとする。

専攻	課程	コース
教職実践専攻	専門職学位課程	子ども理解・特別支援教育実践コース、学級経営・授業実践開発コース、教科授業実践コース、管理職養成コース

- 2 教職実践専攻は、専門職学位課程のうち専ら教員養成のための教育を行うことを目的とする教職大学院の課程とする。
- 3 教職実践専攻は、小学校等の教育における高度な実践能力及び優れた資質を有する教員を養成することを教育上の目的とする。

(標準修業年限)

第3条の2 教職実践専攻の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現職教員として10年以上の実務の経験を有する者のうち所定の基準を満たしたものの標準修業年限は、学則第5条第1項及び第2項の規定により、1年とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、現に教育職員普通免許状（一種）を有しない者が同免許状（一種）及び同免許状（専修）の取得のための所要資格を得ることを目的として入学した場合の標準修業年限は、学則第5条第1項の規定により、3年とする。
- 4 標準修業年限の決定に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第4条 研究科の教育は、その目的を達成し得る実践的な教育を行えるよう専攻分野に応じ、事例研究、現地調査、質疑応答その他の適切な方法を用いる授業により行う。

- 2 教授会は、授業科目の履修の指導を行うため、学生ごとに指導教員を定める。

(1単位当たりの授業時間)

第4条の2 研究科における1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については15時間又は30時間
- (2) 実習（教育実習科目を除く。）及び実技については30時間。ただし、芸術分野に

おける個人指導による実技については15時間

(3) 実験及び教育実習科目については45時間

(授業科目, 単位数, 履修方法等)

第5条 研究科における授業科目及び単位数は, 別表第1のとおりとする。

2 学生は, 別表第1の授業科目について, 別表第2の履修方法により, 47単位以上を修得しなければならない。

3 前項の学生のうち, 第3条の2第2項に該当する学生については, 学則第20条の2第2項の規定により, 実習により修得する単位のうち, 6単位を免除する。

4 学生は, 履修する授業科目の選定に当たっては, 指導教員の指導を受けなければならない。

第5条の2 第3条の2第3項に該当する学生は, 教育学部学校教育教員養成課程において開設する授業科目及び教養教育科目のうち, 教育職員普通免許状(一種)授与の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。

2 前項により授業科目を履修し, 当該授業科目の考査に合格した者には, 所定の単位を与える。ただし, 修得した単位は, 第12条に規定する修了要件の単位数には含めない。

(履修科目の登録)

第6条 学生は, 履修しようとする授業科目を指定の期日までに登録しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第6条の2 学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限(以下「上限単位数」という。)は, 1学年当たり40単位とし, 1学期当たり25単位とする。ただし, 集中講義等により開講される授業科目については, 上限単位数に算入しない。

(履修科目の登録の上限の特例)

第6条の3 学生が前期において履修を登録したすべての授業科目の単位について, 次の計算方式によるグレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)が2.8以上であり, かつ, 所属コースにおいて教育上必要があると認めるときは, 教務委員会の議を経て, 後期において前条に規定する上限単位数を超えて履修科目を登録することができる。この場合における上限単位数は, 1学年当たり50単位とする。

$$GPA = \frac{(\text{評価AAの単位数} \times 4 + \text{評価Aの単位数} \times 3 + \text{評価Bの単位数} \times 2 + \text{評価Cの単位数} \times 1 + \text{評価D(失格, 欠席等を含む。)の単位数} \times 0)}{\text{履修登録単位数}}$$

(単位の授与)

第7条 授業科目を履修した学生に対しては, 試験又は研究報告等による考査を行う。

2 考査の成績は, AA(90点以上), A(80点以上90点未満), B(70点以上80点未満), C(60点以上70点未満)及びD(60点未満)の評語をもって表し, AA, A, B及びCを合格とし, Dを不合格とする。

3 考査に合格した授業科目については, 所定の単位を与える。

4 学生は, 成績評価の結果に疑義があるときは, 所定の方法により申立てを行うことができる。

(追試験及び再試験)

第8条 忌引, 病気, 交通機関の事故等やむを得ない理由のため, 試験を受けることがで

きなかった学生が、証明書を添え追試験願を提出した場合は、追試験を実施する。

2 不合格となった授業科目については、再試験を実施することがある。

(現職教員及び外国人留学生の特別選抜試験)

第9条 現職教員で入学を志願する者又は外国人留学生として入学を志願する者があるときは、学則第24条に規定する入学資格を有すると認められる者に限り、特別の入学審査(以下「特別選抜試験」という。)を行い、選考することができる。

2 前項の特別選抜試験については、教授会が別に定める。

(教育方法の特例)

第10条 現職教員その他特別の必要があると認められる学生については、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行う。

(長期履修)

第10条の2 学則第16条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合は、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(最終試験)

第11条 最終試験は、第5条第2項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し、かつ、標準修業年限の最終年次において作成する実践研究報告書(以下、「最終レポート」という。)を提出した者について行う。

(課程修了の要件)

第12条 課程修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、47単位以上(第5条第3項の規定により修得を免除された場合にあつては、当該免除された単位数を含む。)を修得し、かつ、最終レポートの審査及び最終試験に合格すること及び教育職員普通免許状(専修)の取得に必要な所定の単位数を修得することとする。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第13条 学則第44条及び第45条に定める特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別研究学生については、他大学院との協議によりこれと異なる時期に合意した場合は、この限りでない。

2 特別聴講学生及び特別研究学生に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

(補則)

第14条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日現在本研究科に在学している者については、改正後の長崎大学大学院教育学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 略(Ⅱ 教職実践専攻の授業科目、単位数を参照。)

別表第2 略(Ⅰ 教育学研究科履修案内 5. 履修基準と履修方法、修了認定及び学位
(1)履修基準、(2)履修方法を参照。)

V. 長崎大学大学院教育学研究科専門職学位課程学位審査手続要領

(趣旨)

第1条 長崎大学大学院教育学研究科(以下「本研究科」という。)における専門職学位課程の学位審査手続については、長崎大学学位規則(平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。)及び長崎大学大学院教育学研究科規程(平成16年教育学研究科規程第1号。以下「研究科規程」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(最終レポート提出の資格)

第2条 学位規則第5条の2の規定による専門職学位課程修了の認定のために実践研究報告書(以下「最終レポート」という。)の審査を受けようとする者(以下「専門職学位課程修了予定者」という。)は、研究科規程第5条第2項に規定する単位を修得した者又はその修得が確実に見込まれる者でなければならない。

(最終レポート提出の時期)

第3条 最終レポートは、履修上の区分により定められた標準修業年限の最終学年の次に掲げる期間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。))を除く。)に提出しなければならない。

(1) 3月修了予定者(過年度学生を含む。以下同じ。) 1月14日～1月20日

(2) 9月修了予定者(過年度学生に限る。以下同じ。) 7月4日～7月10日

(最終レポート提出の手続)

第4条 専門職学位課程修了予定者は、最終レポートを、指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。この場合において、最終レポートは、指導教員を含む審査委員の人数分を提出するものとする。

(審査委員の選出)

第5条 指導教員は、審査委員候補者を複数人選出し、次に掲げる期日(休日等を除く。)までに研究科長に推薦しなければならない。

(1) 3月修了予定者分 12月20日

(2) 9月修了予定者分 6月10日

2 研究科長は、審査委員候補者の推薦があったときは、教授会に審査委員の選出を付議し、教授会は、第1項の推薦に基づき、教授会構成員の中から指導教員を含む審査委員を複数人選出する。

(判定等の付託)

第6条 研究科長は、第4条の規定により最終レポートの提出があったときは、第5条において選出された審査委員からなる審査委員会に次に掲げる事項を付託するものとする。

(1) 最終レポートの審査

(2) 最終試験の実施・判定

(最終レポートの審査及び最終試験)

第7条 審査委員会は、前条の規定により付託された事項について、次に掲げる期日(休日等を除く。)までに実施する。この場合において、最終試験は、最終レポート及びこれに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

(1) 3月修了予定者分 2月末日

(2) 9月修了予定者分 8月末日

2 審査委員会は、最終レポートの審査及び最終試験の判定結果を実践研究報告書の要旨及び最終試験の結果報告書（別記様式）により、教授会に報告しなければならない。

（教育実践研究発表会）

第8条 専門職学位課程修了予定者は、本研究科が開催する教育実践研究発表会において最終レポートの内容について発表を行う。

2 教育実践研究発表会の開催日は、教授会において定める。

（課程修了の可否）

第9条 教授会は、第7条第2項の規定による報告に基づき、課程修了の可否を審議する。

（学位授与の期日）

第10条 課程修了の認定を受けた者に対する学位授与の期日は、学期末とする。

（最終レポートの保管）

第11条 審査済みの最終レポートは、担当審査委員において保管するものとする。

附 則

この要領は、平成26年5月22日から施行する。

資料1

- 教育職員免許法(抜粋)
- 教育職員免許法施行規則(抜粋)

教育職員免許法（抜粋）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。（以下省略）

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄		第二欄	第三欄	
免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	七五	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五一	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三一	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三七	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三五	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		五〇
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		二六
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		一六
備考				
一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。				
一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たっては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二か				

ら別表第八までの場合においても同様とする。)

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。)

二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。)

三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。)

八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

教育職員免許法施行規則（抜粋）

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十四条第二項及び第三項、大学通信教育設置基準（昭和五十年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第十一条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

第一条の三 免許法別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	一 六	一 六	一 二
			保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一 〇	一 〇	六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	四	四	四
			幼児理解の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	五	五	五
教職実践演習			二	二	二	
第六欄	大学が独自に設定する科目		三 八	一 四	二	

備考

一 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

二 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第九条の表備考第七号及び第八号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は一単位以上を修得するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

五 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

イ 幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。

ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。

ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

六 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。次条第一項の表備考第五号、第四条第一項の表備考第七号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。

七 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

八 教育実習の単位数には、二単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項及び第九条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「二単位」とあるのは「一単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合におい

ても同様とする。)

九 (略)

十 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。)

十一～十三 (略)

十四 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、「一種免許状又は二種免許状」とあるのは「一種免許状」と読み替えるものとする。)

イ 専修免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ 一種免許状又は二種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

2 学生が前項の科目の単位の修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	三〇	三〇	一六
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一〇	一〇	六
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					

第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	一〇	一〇	六
		総合的な学習の時間の指導法			
		特別活動の指導法			
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	五	五	五
		教職実践演習	二	二	二
第六欄	大学が独自に設定する科目		二六	二	二

備考

一 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第一項及び第五条第一項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第三号及び第十一条の二の表備考第二号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

二 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ一単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては、六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち二以上を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は二単位以上、二種免許状の場合は一単位以上修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

五 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。次条第一項の表備考第七号及び第五条第一項の表備考第三号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。

六 （略）

2 学生が前項の科目の単位の修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	二 八	二 八	一 二
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一 〇 (六)	一 〇 (六)	六 (三)
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
	第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	一 〇 (六)	一 〇 (六)	六 (四)
		総合的な学習の時間の指導法			
特別活動の指導法					
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）					
生徒指導の理論及び方法					
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
第五欄 教育実践に関する科目	教育実習	五 (三)	五 (三)	五 (三)	
	教職実践演習	二	二	二	
第六欄 大学が独自に設定する科目		二 八	四	四	
備考					
<p>一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。</p> <p>イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）</p>					

ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」

ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータニ 理科 物理学、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学、地学実験（コンピュータ活用を含む。）

ホ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

チ 保健 生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）

リ 技術 木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、機械（実習を含む。）、電気（実習を含む。）、栽培（実習を含む。）、情報とコンピュータ（実習を含む。）

ヌ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学（実習を含む。）

ル 職業 産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」

ヲ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理

ワ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解

カ 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」

二 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

三 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

四 第一号中「」内に示された事項は当該事項の一以上にわたって行うものとする（次条第一項、第九条、第十五条第二項、第十八条の二及び第六十四条第二項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち二以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

五 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

六 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては

二単位以上を修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。この場合において、「八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上」とあるのは「四単位以上」と読み替えるものとする。）。

七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次条第一項の表備考第三号の場合においても同じ。）の教育を中心とするものとする。

八～九（略）

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たつては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状
最低修得単位数	第二欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	二 四	二 四
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	一 〇 四	一 〇 四
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	八 五	八 五
		特別活動の指導法		
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
		生徒指導の理論及び方法		
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			

	第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	三 (二)	三 (二)
			教職実践演習	二	二
	第六欄	大学が独自に設定する科目		三 六	一 二

備考

一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。

イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学

ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌

ハ 公民 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」

ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ

ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」

ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）」

ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）」

チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）」

リ 書道 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」

ヌ 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」

ル 保健 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」

ヲ 看護 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習

ワ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・家庭機械・情報処理

カ 情報 情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理（実習を含む。）、情報システム（実習を含む。）、情報通信ネットワーク（実習を含む。）、マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）、情報と職業

ヨ 農業 農業の関係科目、職業指導

タ 工業 工業の関係科目、職業指導

レ 商業 商業の関係科目、職業指導
ロ 水産 水産の関係科目、職業指導
ツ 福祉 社会福祉学（職業指導を含む。）、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解
ネ 商船 商船の関係科目、職業指導
ナ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
ラ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
ム 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
二 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
三 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。
四～六 （略）

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援に関する科目				免許状の種類		
				特別支援学校教諭		
				専修 免許状	一種 免許状	二種 免許状
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		二	二	二
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	一六	一六	八
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	五	五	三
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			

	第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		三	三	三
--	-----	----------------------------	--	---	---	---

備考

一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）

について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）

三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

四 （略）

2 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

3～6 （略）

7 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第四項までに定める修得方法の例によるものとする。

第八条～第六十六条の五 略

第六十六条の六 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位及び情報機器の操作二単位とする。

第六十六条の七～第七十一条 略

第七十二条 普通免許状の様式は、別記第一号様式のとおりとする。

2 専修免許状には、大学院での専攻を記入するものとする。この場合において、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ当該各号に掲げるいずれかの分野に関する単位を十二単位以上修得した場合は、大学院での専攻に加えて当該分野を記入することができる。

一 幼稚園教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度・学校経営、教育社会学、教育内容・方法、教育心理学・発達心理学、教育臨床、幼児教育又は授与権者が適当と認めた分野

二 小学校又は中学校の教諭の専修免許状においては、教育哲学、教育史、教育制度・学校経営、教育社会学、教育内容・方法、教育心理学・発達心理学、教育臨床、生徒指導・進路指導、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家政教育、英語教育、道徳教育、国際理解教育、環境教育、情報教育、日本語教育、生涯学習（社会教育を含む。）又は授与権者が適当と認めた分野

三 高等学校教諭の専修免許状においては、前号に掲げる分野、世界史、日本史、地理、倫理、政治・経済、物理、化学、生物、地学、体育若しくは保健又は授与権者が適当と認めた分野

四 特別支援学校の教諭の専修免許状においては、視覚障害教育、聴覚障害教育、知的障害教育、肢体不自由教育、病弱教育又は授与権者が適当と認めた分野

五及び六 略

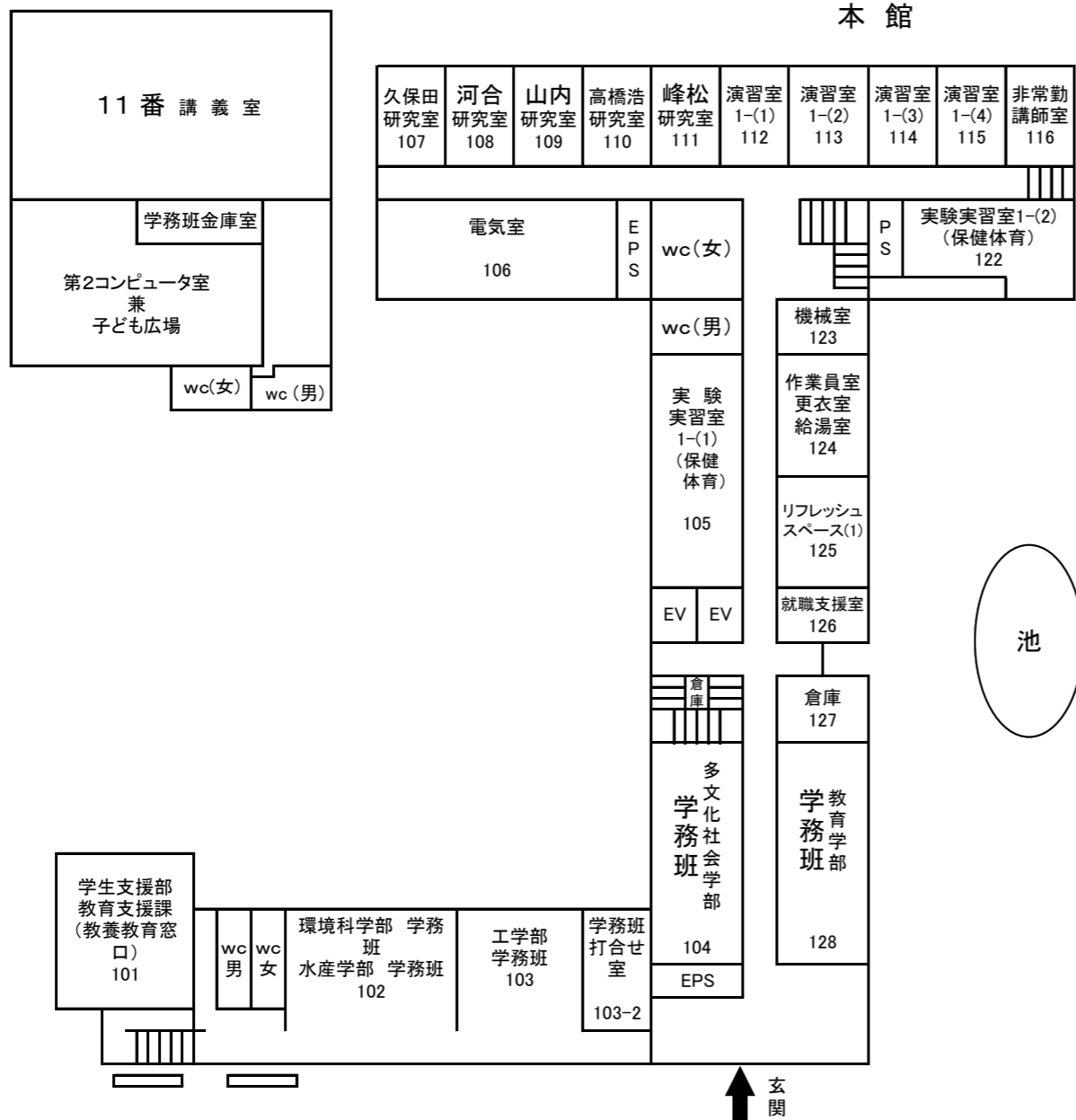
3 特別免許状及び臨時免許状の様式は、第一項の普通免許状の様式を参酌して、都道府県の教育委員会規則で定める。

第七十三条～第七十六条 略

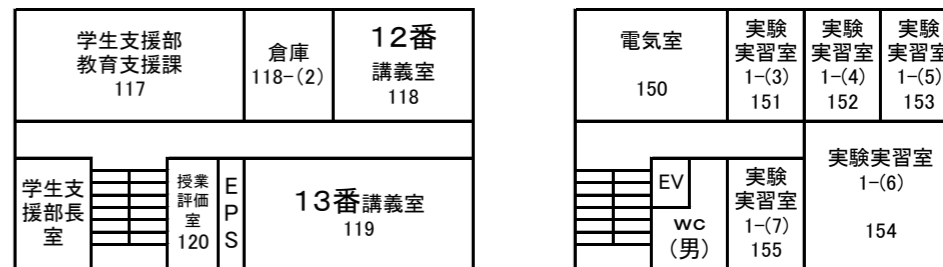
資料2

○ 教育学部配置図

本館



新館

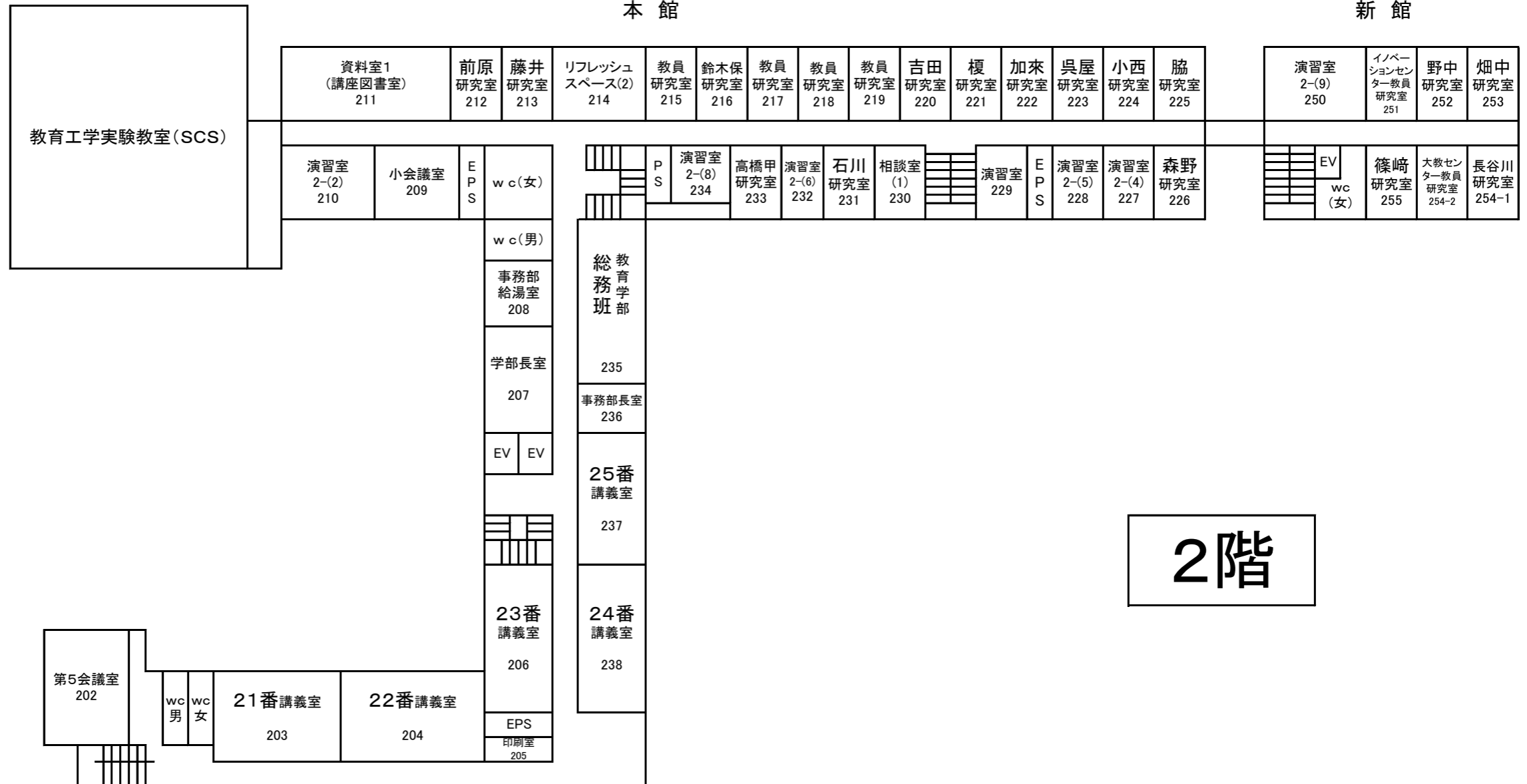


1階

※2019年4月1日現在の平面図です。
変更が生じた場合は掲示等でお知らせします。

本館

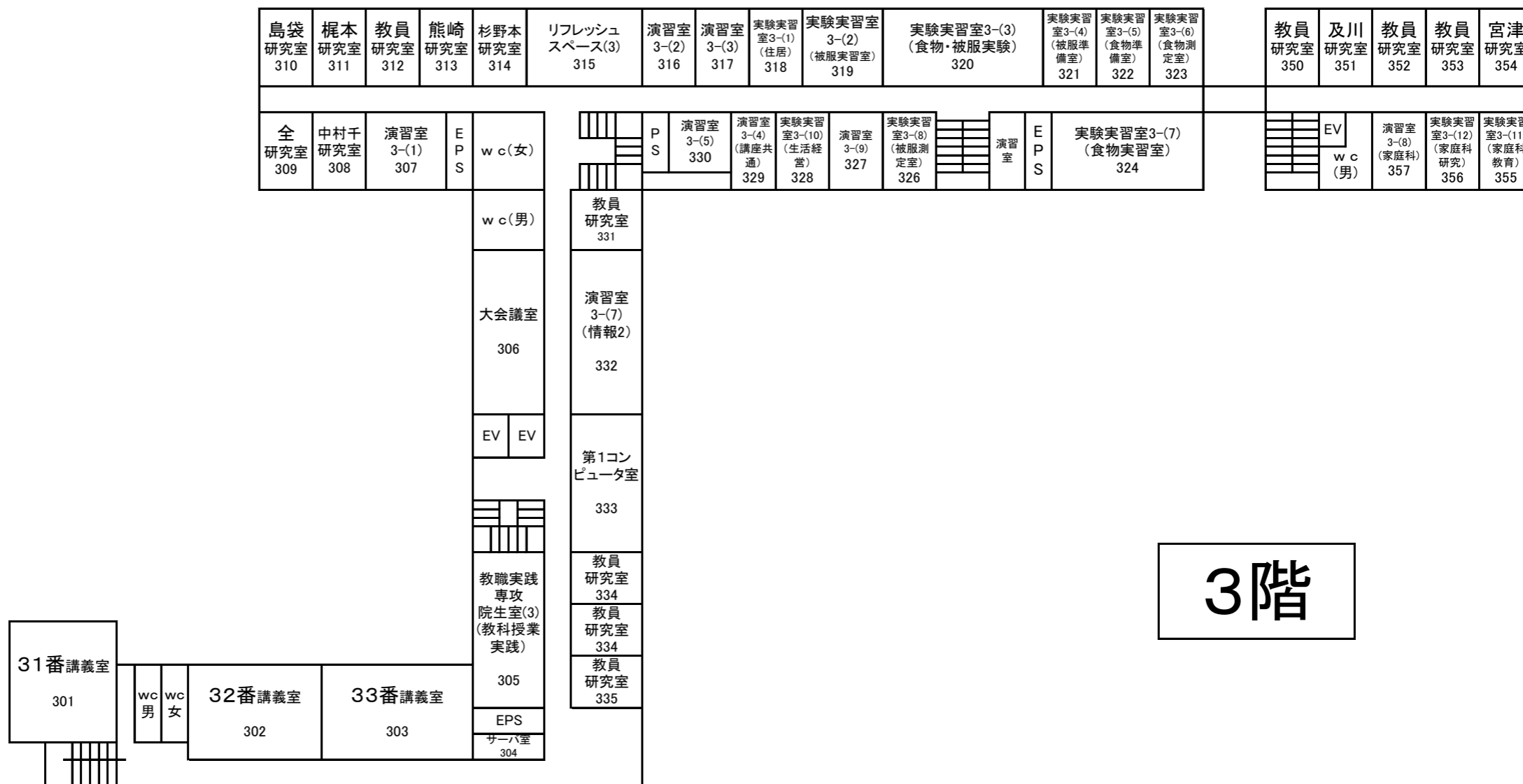
新館



2階

本館

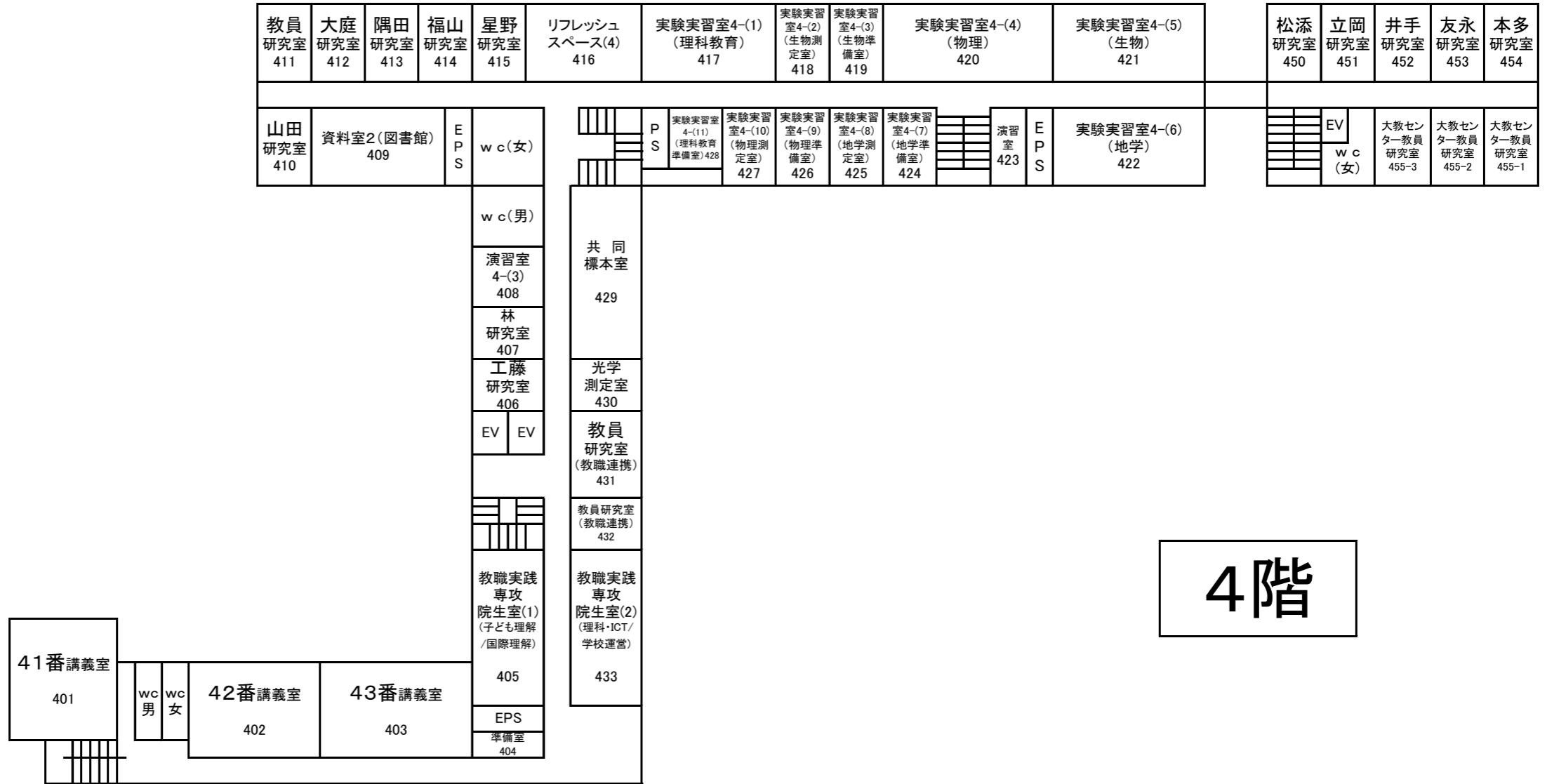
新館



3階

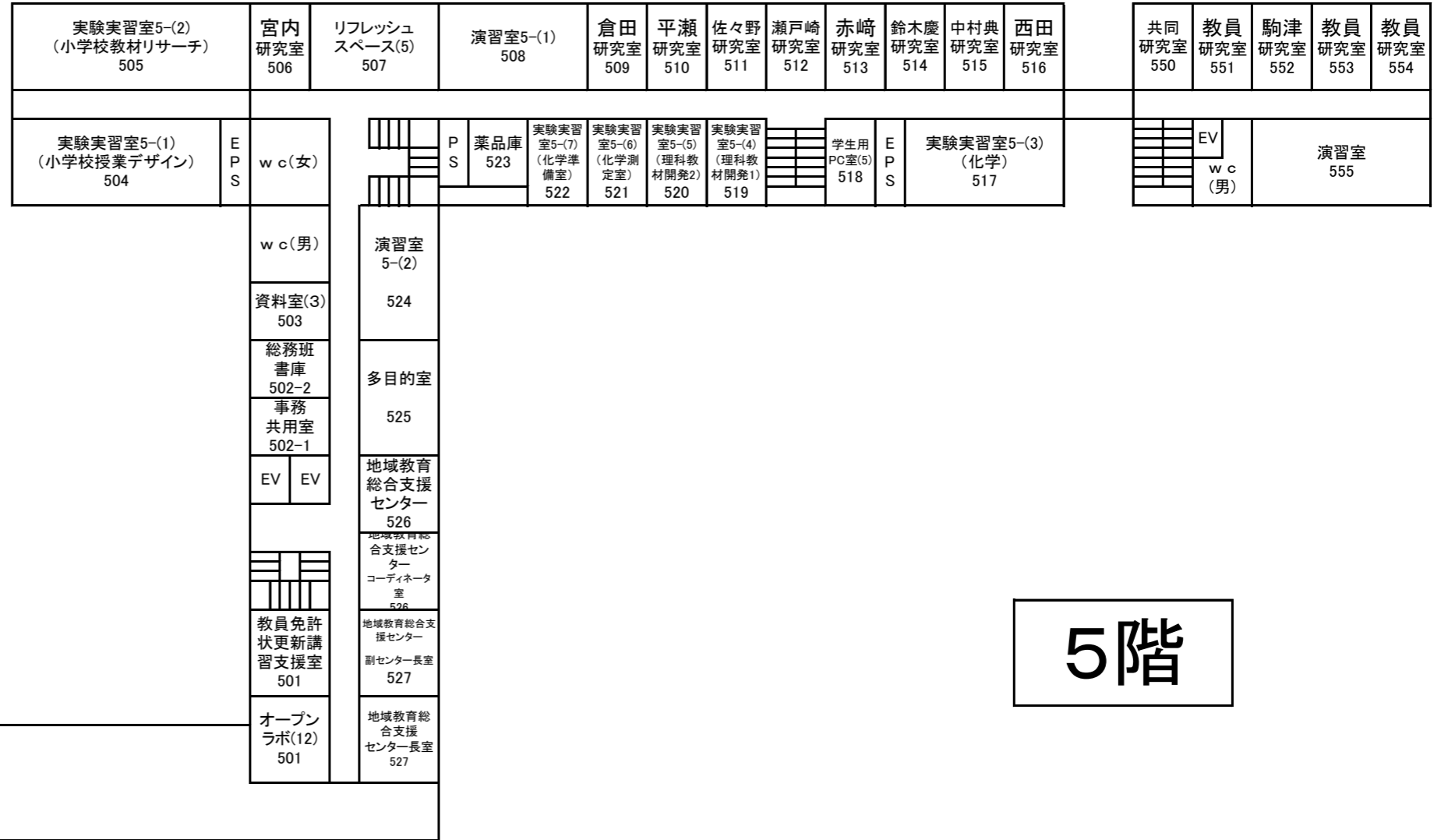
本館

新館



本館

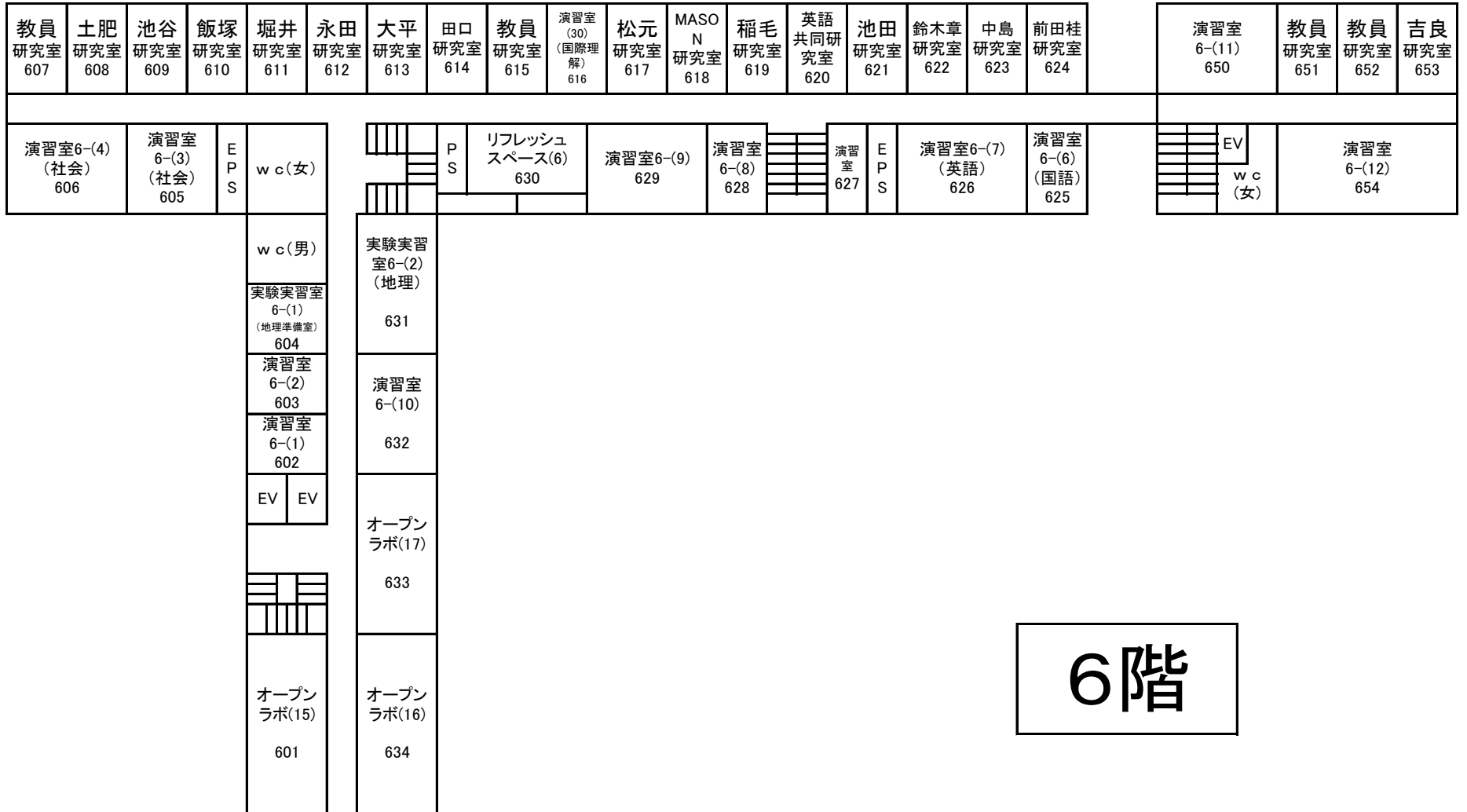
新館



5階

本館

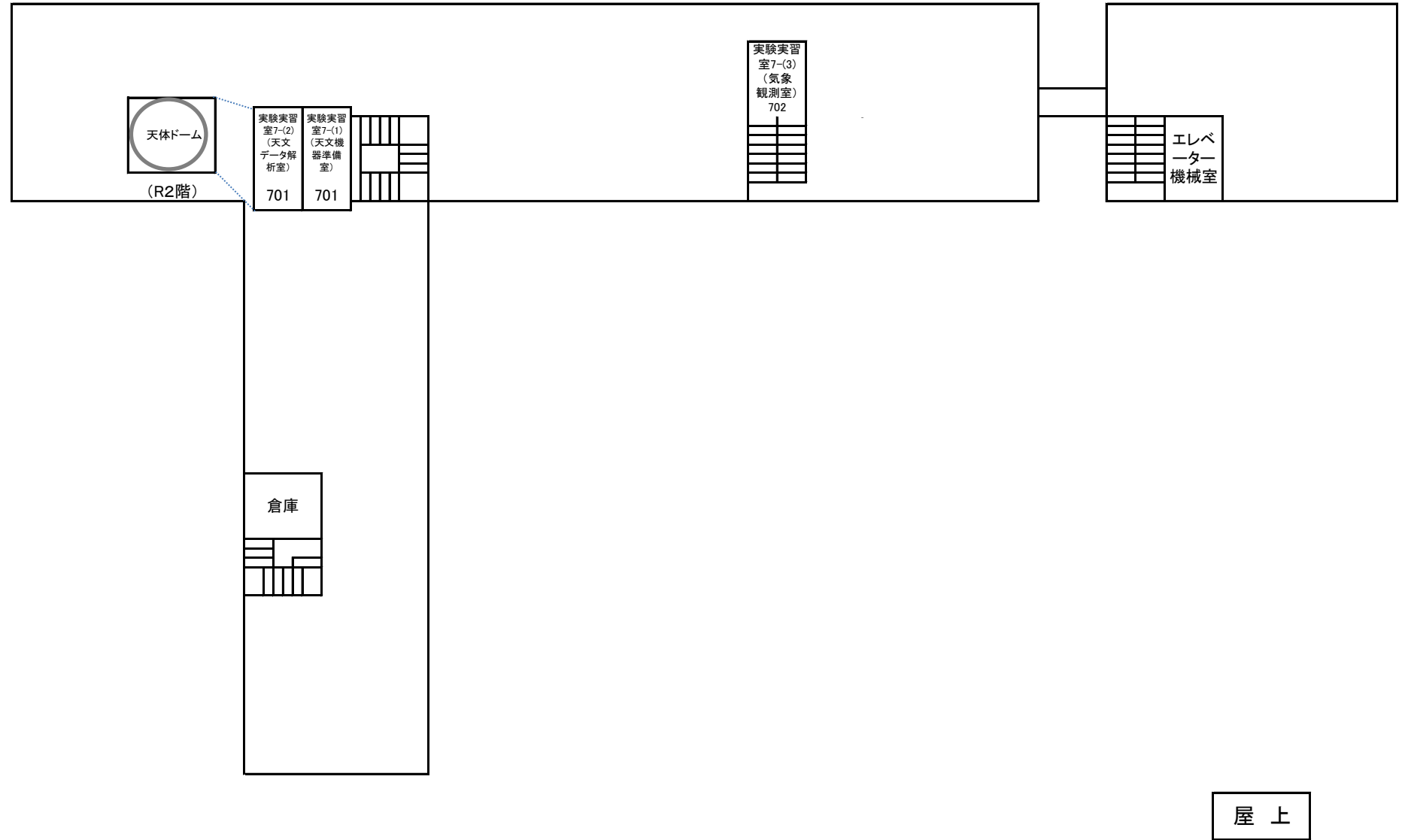
新館

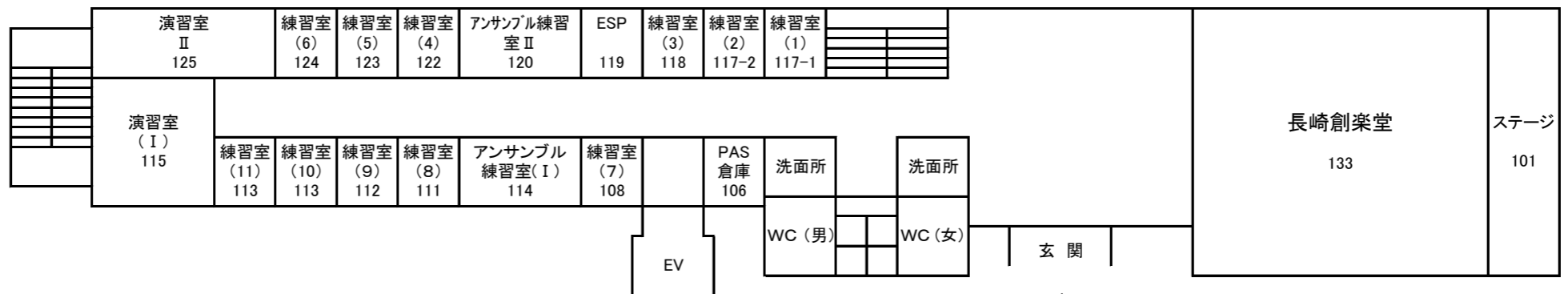
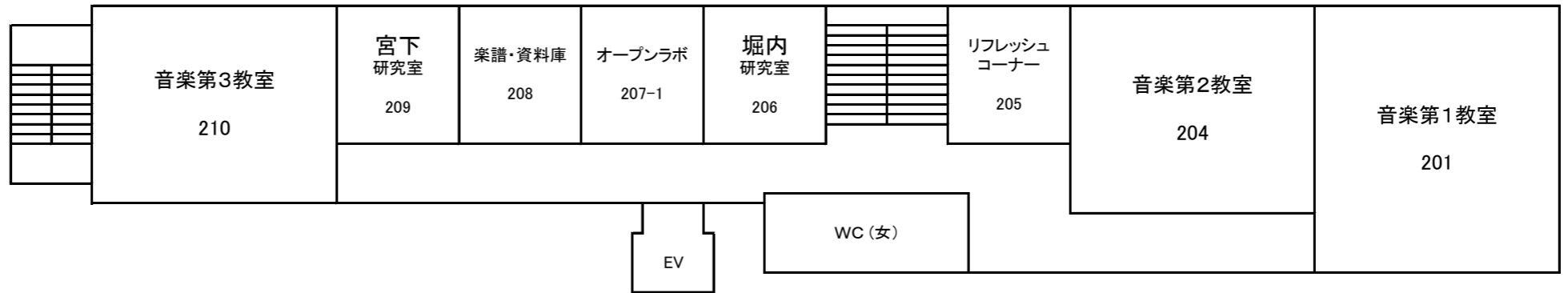


6階

本館

新館

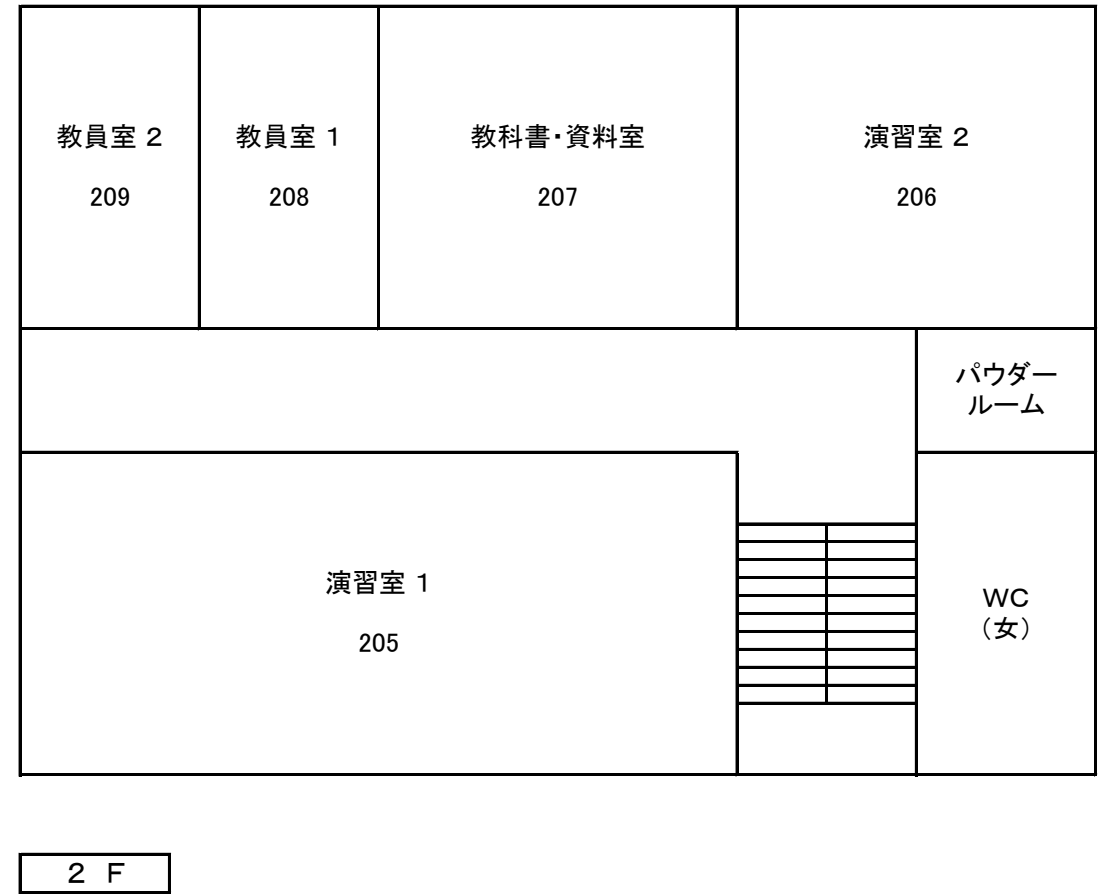
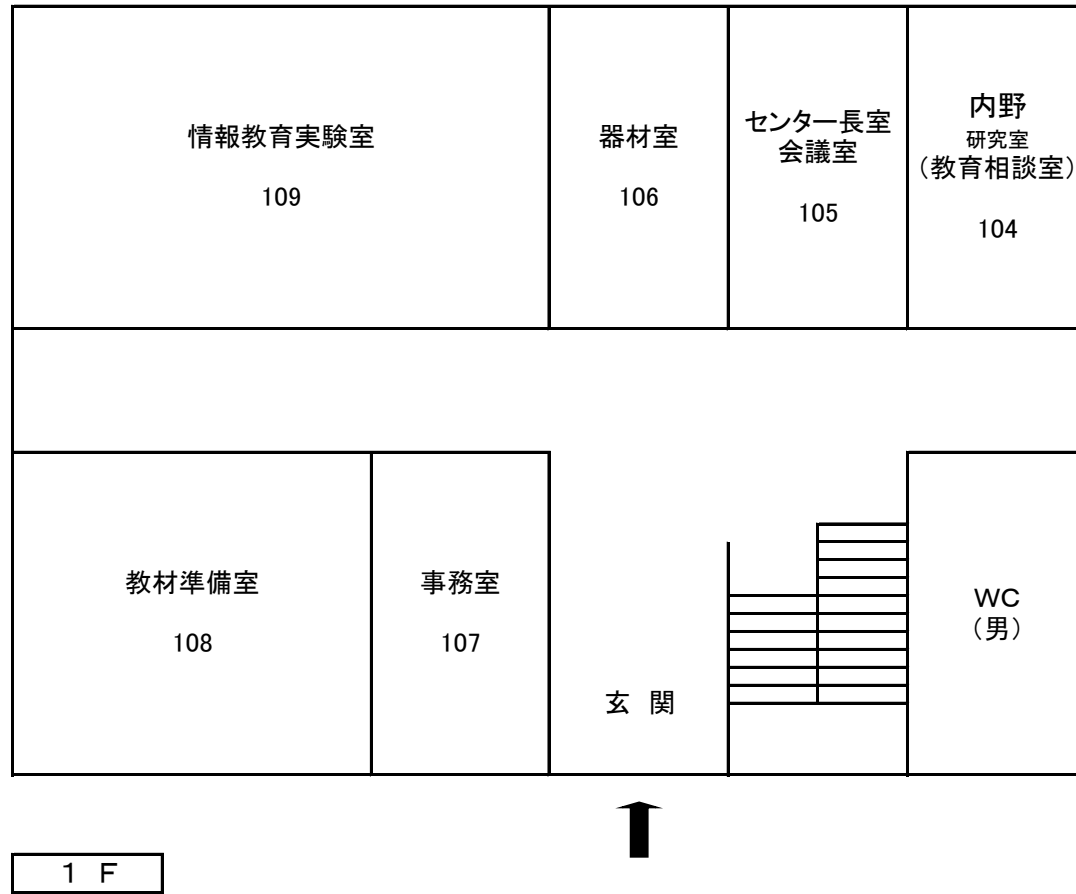




音楽棟



美術技術教室



教育実践総合研究棟